

ガイド（認証申請手続きの流れ・認証申請書（Excel）記載上の注意及び認証申請の準備・  
認証取得後の変更・更新・費用のご案内）

認証申請手続きの流れ（認証基準および補足説明を参照すること）

申請事業者	認証事務局（日本災害食学会）
0. 認証申請のメール連絡	
1.申請書類(Excel)・資料をメール添付で送信 5MB以上の場合：複数メール、または大容量データ送信サービスで認証事務局へ送付 宛先アドレス ninsho@telepac.jp	
	2.受理番号通知発行、審査料請求 書類不備（記載不十分、資料不足等）が判明した場合、合わせて連絡
3.商品サンプルの送付 メールで送信済の申請書の出力に押印したものを同封	
	4.認証委員会による審査会議を開催 基準を満たしていると判断された場合は、認証決定
	5.審査結果通知 認証決定の場合は9へ
6.審査結果通知に対する応答 不足資料の提出、要請に応じた説明ほか 応答期間は3か月とする。 *再検査等で3か月以上を要する場合は連絡すること 期限までの応答がない場合は取り下げとみなし、データ抹消（後日再度申請する場合は新規申請となる）	
	7.審査会議開催・審査結果通知
8.上記6に同じ	
	9.認証決定通知、登録料請求
10.登録料入金	
	11.認証番号通知、ロゴデータ付与

認証申請書（Excel）記載上の注意及び認証申請の準備

（申請書内にチェックリストがあるので確認に用いること）

1. 日本災害食認証申請書の記載について		
様式	名称	記載事項、添付書類等*
様式 1	日本災害食認証申請書	申請者：決裁権を持つ者（役員、代表取締役など） 担当者：事務局と直接連絡を行う担当者 価格：希望価格、参考価格など具体的な数字を記入
様式 2	申請食品の説明及び開発・運用の体制	自社のみで保存基準を決めている場合は、組織図、委託先での品質管理に関する資料
様式 3	製造設備の設置場所	
様式 4	設備に関する資料	製造フロー図添付。 個別に製造機械の名称（一般名称でも可）、機械の型番（任意）、製造社名（任意）、主な仕様・性能（概略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等）の記載が必要。
様式 5	衛生管理に関する資料	HACCP 認定証等、または衛生管理計画と保健所検査結果の複写。 衛生管理計画の責任部門の明記が必要。
様式 6	品質説明資料	
様式 7	保存性説明資料	自社試験のみを行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>•会社として責任を持ち検査しているという説明資料（品質保証体制図、生データ（検査表）等）を提出する必要がある。</li> <li>•保存性に関する社内検査をした場合に提出が求められる内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>保存条件（温度、湿度、場所、期間等）</li> <li>検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および基準</li> <li>検査結果（データ）</li> <li>結論</li> </ul> </li> </ul>
様式 8	保管・輸送性及び容器包装説明資料	写真や図を貼る。
様式 9	栄養に関する説明資料	社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。
様式 10	災害時の役立ち度に関する説明資料	要配慮者：災害時に、どういう人の役に立つのかを記入。 認証ロゴの使用場所：商品、カートンについて。（予定でも可）文章あるいは予定図でも可。
2. 製品サンプルについて		
サンプル数量		個食は各 5 個。 炊出し用など大人数用商品は応相談
同梱品		①カートンについては、災害時の積載強度を確認するため、スペックおよび写真、あるいは現物を同梱すること ②認証ロゴマークを使用した製品、カートン、パンフレット、ホームページのコピーなどをサンプルとして各 1 個（部）ずつ、もしくはそれと同等の写真を提出する。

## 認証取得後の変更・更新

\*変更申請は、最新の認証済み申請書 (Excel データ)をベースに、変更箇所を判別可能に赤色等に変えて修正を行い、該当様式のシートの色も変えること。

手続き	様式	内容
<b>【変更】</b> 包装デザイン 原材料 製造設備の場所・製造設備 その他保存性に関わる変更  *認証番号・期間は変わらない	様式 1	「変更」をチェック、（ ）に理由等を記入 デザイン変更のみ：書類提出のみ。 *法律に基づいた表示変更は該当しない。 原材料、製造設備の場所及び製造設備、保存性に関わる変更は 要審査。
	様式 3	製造設備の設置場所について記載
	様式 4	製造設備の変更について記載、 製造フロー図を貼付。
	様式 7	保存性に関わる変更
	様式 8	変更したデザイン、 表示等の変更が判別できるように図・写真を貼付する。
<b>【更新】</b> 認証期間満了（5 年間）後、変更がなく認証登録を継続する場合	様式 1	「更新」をチェック。 担当者・連絡先の変更があれば変更し赤色等に変える *更新の申請は認証期限の 1 年前から行うことができる。

## 費用（税別）

新規申請時	審査料 1 品目 5 万円、同一設備の生産品追加 1 品目につき 1 万円 登録料 1 品目 5 万円、同一設備の生産品追加 1 品目につき 1 万円
変更時	<b>【審査が必要な場合】</b> 審査料 1 品目 5000 円
更新時	登録料 1 品目 5 万円、同一設備の生産品追加 1 品目につき 1 万円 *日本災害食学会の法人会員は無料
2 通目以降の認証通知書の発行	手数料 1 枚につき 1000 円